

ポイント

- 税率10%では益税膨らみ税の信頼揺らぐ
- インボイスは益税防ぐほか転嫁も確実に
- 軽減税率は欧州でも非効率性を指摘の声

森信 茂樹 中央大学教授

不思議なことだが、直近2回の衆院選で消費税はテーマに上らなかつた。消費税率の引き上げは2012年の3党合意で決まり、安倍晋三政権の昨年11月の引き上げ延期の決定には他党が異論をほさまなかつたためである。国民は選挙という意思表示の場で、消費税を吟味する機会を奪われてきたといってもよい。

今や国税収入の3割を占めわが国の基幹税である消費税法には、様々な問題が内在している。このままで17年4月

「た税額」を差し引いて納税する(仕入れ税額控除)。その税額は次々と転嫁されていき、最終的には消費者が負担する。事業者免税点制度とは、課税売上高が1000万



おり、その分は買い手に転嫁する必要があるので、控除額すべてが益税というわけではない。それでも免税事業者数が500万を超えるなかで税率が10%に上がれば、益税の規模が膨らみ、消費税制度の信頼を揺るがす問題になる。

この問題はインボイス(税額票)制度の導入で解決できる。インボイスは売り手が買い手に発行する、消費税額を

では、免税事業者となりうる零細な事業者であっても、多くは課税選択をして取引に参加しているのである。

「課税計算の手段が大変なので免税制度があるのに、インボイスを使った計算などごんでもない」と再反論も予想される。軽減税率に関する与党税制協議会の事業者ヒアリングでは、免税事業者だけでなく多くの事業者が「インボイスは手間がかかる」とその導入に反対した。

しかしこれも誤解である。インボイスは申告税額の計算を確実・容易にするために考え出されたツールである。事業者は売り上げと仕入れにかかる消費税額をインボイスを用いて合計し、前者から後者を差し引く、足し算と引き算だけで納税額を計算できる。

フランスの小規模農家は、免税の特権を放棄してまで課税事業者としてインボイスを

実にさせるツールといえる。これがないわが国では、事業者間の力関係で転嫁できにくくということになる。

多くのメリットがあるインボイス制度だが「手間がかかる」と反対が多い。しかし手間がかかるのは軽減税率であって、インボイスではない。与党税制協議会は消費税の区分経理に当たり、インボイスを含む4案を提示した。まずはわが国に根付いた請求書などを活用し、番号を付さない税額別記方式のC案(日本型インボイス)から始めて、その後番号を付す欧州連合(EU)型を目指すことが実践的である(表参照)。すでに大半の領収書には消費税額が別記されており、追加的な手間は大きくはないはずだ。

消費増税法には、税率の10%への引き上げに伴う低所得者対策として「給付付き税額控除」か「軽減税率」の導入を検討すること、それまでの間は「簡素な給付措置」を行うことと記されている。8%への引き上げに際しては住民税非課税者2400万人に1万円(年金生活者には1万5000円)を配る簡素な給付措置が実施されている。



税制改正 積み残しの課題① 消費税 益税解消へ対策を

「インボイス」導入急げ

給付付き控除も検討必要

に10%へと引き上げられれば、わが国の消費税は国際標準から外れ、「ガラパゴス化」するといってもいい。以下、引き上げまでに解決すべき課題を整理したい。

わが国の消費税制度では免税事業者からの仕入れについても、帳簿による計算で税額控除が認められる。このため免税事業者からの買い手は過大に控除でき、手元に残る益税を生じさせている。免税事業者からの仕入れも控除を認めないと、免税事業者が取引から排除されかねないことへの配慮と説明されている。

まず問題になるのは「益税」の拡大である。益税とは買い手が負担した消費税相当額の一部が事業者の手元に残ることをいう。中小事業者の事務負担への配慮から設けられた「簡易課税制度」と「事業者免税点制度」が原因となっている。前者は過去の税制改正で縮小措置がとられていることから、ここでは事業者免税点制度を取り上げたい。

円以下の事業者には納税義務を免除するものである。わが国の消費税制度では免税事業者からの仕入れについても、帳簿による計算で税額控除が認められる。このため免税事業者からの買い手は過大に控除でき、手元に残る益税を生じさせている。免税事業者からの仕入れも控除を認めないと、免税事業者が取引から排除されかねないことへの配慮と説明されている。

| 消費税額に関する区分経理の仕組み | |
|------------------|-------------------------------|
| 現行方式 | 請求書等保存方式(区分経理なし) |
| A案 公明党案 | 区分経理に対応した請求書等保存方式 |
| B案 A案の修正案 | A案に売り手の請求書交付義務を追加 |
| C案 番号なしインボイス | 消費税額別記、事業者番号なし(VAT番号)・請求書番号なし |
| D案 EU型インボイス | 消費税額別記、事業者番号あり(VAT番号)・請求書番号あり |
| (出所)与党税制協議会資料 | |

この問題にはもっと大きな機能がある。売り手と買い手相互にけん制効果が働くので、納税の正確性が担保される。加えて事業者間の消費税の転嫁が容易になる。

10%への引き上げ時に軽減税率の導入を目指す検討は始まっているが、給付付き税額控除の方は議論されていない。同控除が民主党政権の考え方であったためである。しかし、軽減税率には、財源のほかに次のような問題がある。第一に、政策効果である。軽減税率は絶対額で食料支出額が多い高所得者に受益額が多く、低所得者対策とは言い難い。第二に、何を軽減税率の対象にするか百家争鳴の議論になる。業界の利権が

もりのぶ・しげき 50年生まれ。京大法卒、旧大蔵省へ。阪大博士(法学)。専門は租税法

別記した請求書などのことである。納税しない免税事業者はインボイスを発行できないので買い手は仕入れ税額控除ができず、益税はなくなる。これに対し「インボイスが発行できなければ取引から排除される」と免税事業者からの反論が予想されるが、インボイスを導入する欧州でもこのような問題は生じていない。筆者がドイツやフランスの税制当局から直接聞いた話

活用して納税している。免税を選択するできない仕入れ税額控除が、課税選択をすれば可能になるので有利、という理由からである。インボイスにはもっと大きな機能がある。売り手と買い手相互にけん制効果が働くので、納税の正確性が担保される。加えて事業者間の消費税の転嫁が容易になる。

者対策として「給付付き税額控除」か「軽減税率」の導入を検討すること、それまでの間は「簡素な給付措置」を行うことと記されている。8%への引き上げに際しては住民税非課税者2400万人に1万円(年金生活者には1万5000円)を配る簡素な給付措置が実施されている。

低所得層に限定した措置なので、政策効果は高い。財源は4500億円、生鮮食料品を3%軽減した場合の財源より少ない。給付付き税額控除というより消費税還付給付金というべきであろう。社会保障と税の共通番号(マイナンバー)制度の実施が16年1月なので、17年の消費税率引き上げには十分間に合う。

わが国の消費税制度をガラパゴス化することのないよう国民的な議論が必要である。